

市税の納め忘れはありませんか

11・12月は県下一斉の滞納整理強化月間です

問合せ
収税課 ☎ 983・2629

住宅ローンなどは納税できない理由になりません

法律により、税金はすべての債務（借金など）に優先すると定められています（地方税法第14条。「住宅や車のローンがあるから」「カードローンがあるから」は、納税できない理由として認められません。

滞納した場合は延滞金が発生

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、延滞金を加算して納付することになります。平成29年1月1日～12月31日の延滞金の割合は、年9.0%です。※納期限の翌日から一月を経過するまでの期間については年2.7%

差し押さえなど滞納処分の対象となります

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、法律に従い、差し押さえの対象になります。

預金、生命保険、給与、不動産、自動車などが差し押さえの対象

滞納者が所有している財産を調査、搜索します。（財産調査と差し押さえには、滞納者の承諾を必要としません）差し押さえた財産は取り立てや公売により換価（換金）し、滞納市税に充当します。

納税できない特別な事情がある人は早めに納税相談へ

とき ▼平日：午前8時30分～午後5時15分 ▼第2・第4金曜日（祝日の場合は前日）、12月は第2・第3金曜日（午後5時15分～7時30分） ▼第4日曜日（12月は第3日曜日）：午前9時～正午
ところ 市役所西館1階収税課
問合せ 収税課 ☎ 9833・2629

市税などを一時に納付できない人のために猶予制度があります

●徴収猶予
災害や盗難、病気、事業の廃止などの理由で納付できない時に申請することにより1年以内に限り、認められる場合があります。

●換価の猶予
事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあり、納税について誠実な意思を有すると認められるときに、納期限から6月以内に申請することにより、1年以内に限り認められる場合があります。

●猶予が認められると

新たな財産の差し押さえや換価（売却）などが猶予されたり、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

納期をお忘れなく

▼納期限10月31日（火）
後期高齢者医療保険料第3期
▼納期限11月6日（月）
国民健康保険税第4期
介護保険料第4期
納期を守って、納め忘れがないようにしましょう。

問 ▼後期高齢者医療保険料全般
保険年金課 ☎ 9833・2710
▼介護保険料全般
長寿介護課 ☎ 9833・2607
▼国民健康保険税の賦課について
市民税課 ☎ 9833・2626
収税課 ☎ 9833・2629

税に関するポスター・習字展

11月11日～17日は「税を考える週間」です。税に関する理解と関心を深めるため市内の小学6年生の入賞作品を展示します。

時 11月11日（土）午前8時30分～正午
13日（月）～17日（金）午前8時30分～午後5時15分

場 市役所本館玄関ホール

連載
ガーデンシティ
みしま



三島の美しい風景を あなたの手で

～花づくりを楽しむために～
初めての園芸②
「冬越しに挑戦しませんか？」

多年草や宿根草で寒さに弱い草花は冬支度が必要です。

覆いをするか軒下に入れて霜が直接当たらないようにします。またさらに寒さに弱い草花は室内に入れ管理したり、鉢や草花全体を保温材で覆い根や茎を冷やさないようにします。

室内でも窓際は夜間になると温度が下るので注意が必要です。暖房の温風も草花は苦手なので置き場所をよく考えましょう。冬越し中の水は、土が乾いたらあげてください。

お気に入りの草花の冬越しにぜひ、チャレンジしてみませんか。



花づくり講習会

「一鉢入魂 (ひとはちにゅうこん)」【ビオラ編】

1種類の花に限定し、その花の育て方を基礎から学ぶ講座。今回はビオラをテーマに行います。土作りや苗選び、肥料や病害虫対策までわかりやすくお話しします。初めて花を育てる人や、この機会に正しい管理の仕方を知りたい人もお気軽にご参加ください。

とき 11月28日(火)午前10時～正午

ところ 楽寿園内展示場

講師 ふじのくに花の都しずおかアドバイザー：設楽和男さん

費用 500円(材料費)※当日会場にて集金

対象 市内在住、在勤の人

定員 30人※応募多数時抽選

申込み・問合せ 11月15日(水)までに水と緑の課☎983・2642



人の優しさも感じられます。市内にそんな癒しの時間と空間があふれる『ガーデンシティみしま』に、これからの積極的に参加していきたいと思っています。



▲花街道の植え替え作業の様子

また、その裏でその花壇を維持管理している
また、それを社員みんなで分かち合えるのも企業花壇の良い所ではないでしょうか。今では、近隣の人や散歩中の人とのコミュニケーションツールとしても活躍してくれています。
綺麗な花で彩られた花壇は、人を笑顔にしてくれますし、季節や自然を感じとれます。

日々の水やりや雑草抜きで感じるのは、より積極的に関わる方が花の成長や咲いた時の感動がさらに大きくなるということです。少々大げさな表現かもしれませんが『達成感』が違います。
また、それを社員みんなで分かち合えるのも企業花壇の良い所ではないでしょうか。今では、近隣の人や散歩中の人とのコミュニケーションツールとしても活躍してくれています。

有限会社アイロード

平成29年度三島市緑化推進功労者

「私も参加しています」
ガーデンシティ」

22